

フルハーネス型墜落制止用器具特別教育講習会

「労働安全衛生規則」の改正により、高所作業の墜落対策として使用する安全帯は墜落制止用器具と名称が変更され、平成31年2月1日以降は、高さ2m以上の箇所で作業床を設けることが困難なところで『フルハーネス型墜落制止用器具』を使用して行う作業について、その作業者に対して特別教育を実施することが事業者には義務付けられます。

この法改正により、高さ6.75mを超える箇所では『フルハーネス型』の使用が義務化され、さらに「ガイドライン」により一般的な建設作業では高さ5m以上の箇所での使用が推奨されています。

この別教育について『実技講習』も含めた講習会を下記の通り開催いたしますので、該当業務が生じた場合に備え、事前の業務従事者への教育、並びに社内講師の育成も含めてこの機会に受講してください。

講習日時	第1回 平成31年2月28日(木) 第2回 平成31年3月12日(火) 第3回 平成31年4月23日(火) 上記のうち希望する日を1日お申込みください。
時間	各回 午前9時00分～午後4時15分終了予定 ※開講開始10分前にお越しください。
講習会場	大阪南労働基準会館 大阪市西成区玉出中2-11-4 TEL: 06-6656-3443 南海本線「岸里玉出」駅または地下鉄「玉出」駅徒歩5分
講習科目	学科講習 1.作業に関する知識 2.労働災害の防止に関する知識 3.関係法令 4.墜落制止用器具(フルハーネス型に限る)に関する知識 実技講習 5.墜落制止用器具(フルハーネス型に限る)の使用法等
受講料	西工業会会員事業場 1名 8,500円(テキスト代を含みます。) 非会員事業場 1名 10,500円(テキスト代を含みます。)
留意事項	欠席者の払い込み受講料は返戻できません。 他の適任者と交替されますことをお勧めします。
定員	各回とも 40名
締め切り	第1回 平成31年2月20日(水) 第2回 平成31年3月4日(月) 第3回 平成31年4月15日(月)

<p>申込方法</p>	<p>別紙受講申込書に所要事項を記入、FAX（06-6582-2645）のうえ、受講料を添えて西工業会へ郵送もしくは持参して下さい。 <u>「受講票」は大阪西労働基準協会より送付いたします。</u> なお、受講料の納入は銀行振込でも結構です。 振込先（阿波銀行／西大阪支店：普通預金 251057 口座名：一般社団法人 西工業会） ※振込手数料は申込者のご負担でお願い致します。 ※振込書の控えを領収書にかえさせていただきます。</p>
<p>修了証</p>	<p>全科目修了者には、事業場あてに特別教育修了の証及び個人用の「修了証」を交付いたします。</p>
<p>その他</p>	<p>※受講票、筆記具は必ず持参して下さい。テキストは開催日当日にお渡しします。 ※講習会場は駐車場がありませんので、電車・バス等をご利用下さい。</p>

※申込書は、ホームページからダウンロードできます。（ご利用下さい）

ホームページをご覧ください！

西工業会では、各種の研修会・講習会や雇用保険・労災保険の改正、労務管理の情報をホームページに掲載しております。

<アドレス> <http://www.nis.or.jp>

西工業会

→

検索